主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人は、上告趣意書と題する書面を提出したが、具体的な上告理由の記載がないから不適法である。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項二号により、裁判官全員一致の意見で、 主文のとおり決定する。

昭和四八年二月七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	岡	原	昌	男
裁判官	村	上	朝	_
裁判官	小	Ш	信	雄